

第46号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年9月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十一号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十  
五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「後八週間」を「以後一年」に改める。

付 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(案)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則                      平成十二年三月三十日                      文教委規則第十五号  <u>令和四年九月 日文教委規則第 号</u></p> <p>第一条から第二十二條まで （略）                      （出産協力休暇）</p> <p>第二十三條 （略）</p> <p>2 出産協力休暇は、配偶者等の出産の直前から当該出産の日 <u>以後一年</u> を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者等と同居する小学校就学の始期に達するまでの子がある場合は、配偶者等の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十六週間）前の日から当該出産の日 <u>以後一年</u> を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3 から 6 まで （略）                      （略）</p> <p><u>付 則（令和四年九月 日文教委規則第 号）</u>  <u>この規則は、令和四年十月一日から施行する。</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則                      平成十二年三月三十日                      文教委規則第十五号  <u>新設</u></p> <p>第一条から第二十二條まで （略）                      （出産協力休暇）</p> <p>第二十三條 （略）</p> <p>2 出産協力休暇は、配偶者等の出産の直前から当該出産の日 <u>後八週間</u> を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者等と同居する小学校就学の始期に達するまでの子がある場合は、配偶者等の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十六週間）前の日から当該出産の日 <u>後八週間</u> を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3 から 6 まで （略）                      （略）</p> <p><u>新設</u>  <u>新設</u></p>